

家事サービスを活用した両立支援事業

2016年12月30日

株式会社社会起業家パートナーズ

企業名	株式会社社会起業家パートナーズ
所在地	東京都豊島区巣鴨四丁目26-3
業種	美容業
常用労働者数	4名
事業内容	訪問美容事業、美容室事業
ホームページ	http://se-partners.jp/

1 ニーズ調査	
① 実施日及び実施方法	平成28年9月1日(木)、調査票を都内に勤務する全従業員に配布
② 対象者数、回収数、回収率	対象者4名、回収数4名、回収率4/4=100%
③ 調査結果概要(調査により明らかになった課題)	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事サービスの導入で業務への影響を軽減できるかどうかについて → 4名中3名が軽減できると期待している ・病児保育の導入で業務への影響を軽減できるかどうかについて → 1名中1名ができないと感じている <p>(未就学のお子様がる従業員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身で申し込んでいる病児保育の手配や運営体制について困っていることについて → 予約が取り辛い。ほとんどいつも埋まっている。 ・仕事と家庭生活の両立に関する不安について → 8時には子供が眠たくなり、寝ぐずりや夜泣きもある日もあり、体力的に辛く感じる日がある。そのため今後、業務時間が延長出来る気がしないと感じてしまう。正直、両立を辛く感じる日もある。
2 プロジェクトチームの設置及び運営状況	
① 設置日・メンバー	<p>設置日 : 平成28年8月1日設置</p> <p>メンバー : 代表取締役、従業員代表(都内勤務)、計2名</p>
② 運営の状況(開催日、検討内容及び参加者数)	<p>第1回 : 平成28年08月01日 事業内容及びスケジュールの確認(2名)</p> <p>第2回 : 平成28年09月01日 ニーズ調査(2名+全従業員)</p> <p>第3回 : 平成28年09月01日 調査結果概要説明、取組案の提示(2名)</p> <p>第4回 : 平成28年10月01日 家事サービスの試験導入の説明(2名+全従業員)</p> <p>第5回 : 平成28年12月30日 家事サービスの試験導入のまとめ(2名+全従業員)</p>

<p>3 申請状況、および、利用状況</p>
<p>■申請状況と利用状況</p> <p>11月 3名・・・3名がそれぞれ1回ずつ利用</p> <p>12月 3名・・・3名がそれぞれ1回ずつ利用</p>
<p>4 利用した従業員の声</p>
<p>従業員の1人1人の声をヒヤリングするため、アンケートおよび面談方式により、家事サービスの利用について調査を行った。</p> <p>従業員A 「プロの掃除を期待していたが、自分で掃除したほうが綺麗ではないかと思う位の品質だった。1回目の利用後に、家事サービスの事業者に要望を伝えたが、『用意されていた掃除道具が悪かった』と言われた。そのため、2回目の利用の際には、わざわざ新しい掃除道具、新しい洗剤等を用意したが、著しい改善はなかった。」</p> <p>従業員B 「1人暮らしなので、1回の家事サービスの利用時間が余ってしまうのではないかと心配した。従業員時に利用したので、勤務後に帰宅して確認したが、確かに掃除はしてもらったものの、大きな成果は感じなかった。」</p> <p>従業員C 「掃除をしてもらうために利用をしたが、他人（家事サービスのスタッフ）が自宅に入るの、恥ずかしくないよう自分で掃除してしまった。普段の掃除では行き届かない、エアコンの本体の掃除や、換気扇の本体の掃除などは、サービス外だったため、対応してもらえなかった。」</p>
<p>5 企業の声</p>
<p>利用した従業員からの声から分かるように満足度は低かった。その理由は、大きく2つ。</p> <p>①未就学児の子をもつ従業員に対して、家事サービスの利用機会を提供し、家事サービスと合わせて、突発的に発生しやすい、病児保育（ベビーシッター）も拡充して提供できる環境を整えたが、病児が発生しなかったため、利用する機会はなかった。</p> <p>②家事サービスと保育サービスを両方に対応する事業者を選定したが、今回利用した事業者は、保育や関連する家事には積極的に対応するものの、普段の掃除では行き届かない、エアコンの本体の掃除や、換気扇の本体の掃除などは、サービス外だったため、対応してもらえなかった。</p>
<p>6 両立支援策としての課題の検討</p>
<p>従業員の仕事と家庭生活の両立支援においては、家事に関する業務（掃除、洗濯、炊事など）の全般というより、普段の掃除では行き届かない、エアコンの本体の掃除や、換気扇の本体の掃除などのニーズが高かった。ハウスクリーニング、病児保育を含むベビーシッターが単独で受けられる制度設計が必要。</p>
<p>7 利用継続に向けた取り組みなどが確認できるもの</p>
<p>試験導入の期間だけの取り組みにならないよう、就業規則に導入することを検討したが、従業員からの要望はなく、希望者のみ使える福利厚生に留め、持続性・発展性を担保した。その内容をまとめたものをホームページに掲載。http://houmonbiyoutowarecruit.jp/kai/kaku/#04</p>